

広島県告示第五百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十六年八月十八日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年八月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

下三永吉川線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
東広島市西条町田口字小滝原二〇番三地先から東広島市西条町田口字小滝原二〇番三地先まで	六・九〇〇 一三・〇〇〇	六・九〇〇 一三・〇〇〇		二五八・〇〇	拡幅